

国際法務総合センター維持管理・運営事業（PFI事業）について

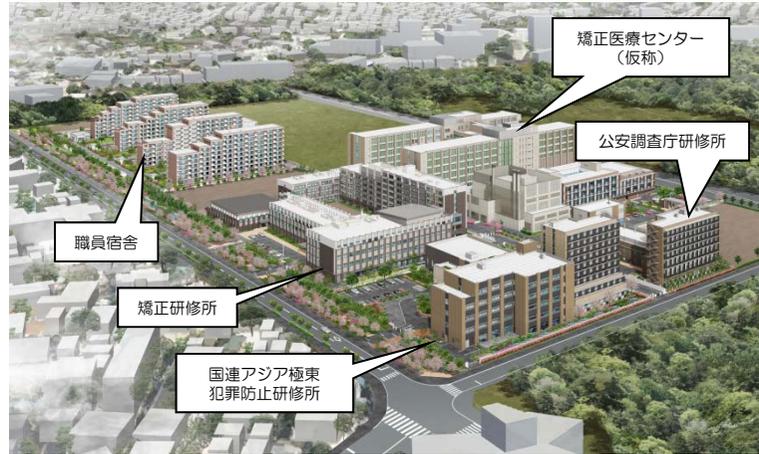
行政の効率化

- 5つの行政機関の移転・集約による各行政機関の充実・強化
- +
- 民間のノウハウを活用した物的・人的資源の有効活用

庁舎維持管理 → 全施設対象に一括実施
 総務・警備等 → 実施

移転集約のメリットと民間のノウハウを活かしたより効率的な業務遂行の実現

国際法務総合センター維持管理・運営事業対象施設



適正な矯正医療の確保

- 医療機器等の調達・維持管理等に民間のノウハウを活用
- 人工透析患者の受入れ拡大策として外部の医療法人等を活用



一般社会における医療水準に対応した矯正医療の実現

低廉かつ適正な収容関連業務

- 給食や洗濯作業に従事可能な受刑者の数が減少
- 食中毒発生のリスク
- ⇒ 一般社会と同等の衛生管理体制の構築が課題

- 衛生管理教育の行き届いた民間事業者による業務の実施



より安全で質の高い業務遂行の実現

事業地 → 東京都昭島市築地町(敷地面積:約9.1万㎡)

事業期間 → 約11年間(運営期間:約10年間)

スケジュール → 平成27年度 実施方針公表
 平成28年度 事業者決定, 契約締結
 平成29年度 運営開始

委託業務範囲

施設整備は国が実施(運営に特化したPFI事業)



維持管理業務

収容関連業務等

※職員食堂及びリネンサービスについては矯正研修所でも実施

庁舎警備・構外巡回 (被収容者の監視は国が実施)

医療業務支援

地域との共生

- 再犯防止を一層充実させるためには、社会全体が一丸となった取組が極めて重要であり、地域住民の理解と協力は不可欠

⇒ 矯正施設を抱える地元としてのメリットが得られる取組が必要

- 民間委託を通じ、地元雇用や民間が調達する食材、備品等の地元調達を促進



「国民に理解され、支えられる矯正施設」の実現